

## 一般財団法人 山梨県教職員互助組合放送大学履修補助金交付要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、放送大学の全科・選科・科目の各履修生となる一般財団法人山梨県教職員互助組合（退職互助部会員を含む。以下「会員」という。）に対し、補助金を交付することにより、会員の自己啓発活動の充実に寄与するものとする。

### (補助の対象)

第 2 条 補助対象は、放送大学学園（文部科学省・総務省所管）によって設置された放送大学の次の履修とする。

- (1) 全 科 履 修 生 5年以上在学し、大学卒業となり「学士（教養）」  
の学位が取得できる。
- (2) 選 科 履 修 生 2年間在学し、ある学習テーマをもって希望する科目を履修する。
- (3) 科 目 履 修 生 1学期間（7ヵ月）在学し、希望する科目を履修する。
- (4) 集 中 科 目 履 修 生 科目履修生のうち学期内のある特定期間、特定の授業  
科目を履修する。

### (補助金額)

第 3 条 補助額は、会員一人について、一年度3,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第 4 条 会員は、放送大学の学費（入学料、授業料）を納入したときは、領収書及び学生証の写しを添付のうえ、補助金交付申請書（様式第1号）を一般財団法人山梨県教職員互助組合理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第 5 条 理事長は、交付申請書を審査し、適当と認めるときは、補助金を会員の互助組合登録口座に振り込むものとする。

### (附 則)

第 6 条 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、この要綱に基づく補助金の交付は、平成13年4月入学の履修生から実施する。

2 平成26年4月1日より 財団法人山梨県教職員互助組合を一般財団法人山梨県教職員互助組合、（財）山梨県教職員互助組合を（一財）山梨県教職員互助組合とする。

3 平成29年4月1日 一部改正